



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門⑬

収益事業の判定基準 1

収益事業とは、宗教法人法第6条にいう公益事業以外の事業のうち法人税法上で課税の対象となる34種類の事業のうち、事業場を設けて継続的に行われるものをいいます。

34種類の事業は本誌先月号（No.613・10月号）で紹介したとおりです。

物品販売業

お守り・お札・おみくじのように、もともとそれ自体が宗教の対象であり、宗教活動の一環として頒布する物品は、その頒布価格を仕入原価との関係から見て、その差額が通常の商品販売における売買利潤ではなく、実質はお布施・喜捨金・お賽銭と同様と認められるようなものである限り、収益事業となる物品販売業には該当しません。

また、もっぱらその場で仏前や墓前に供えるために、線香・ロウソク・供花等を頒布しても、これに該当しません。しかし、これらも一般業者でも販売している物品（例：絵葉書・写真集・暦・朱印帳・文鎮・キーホルダー・ストラップ・箸・陶器等）と同様ですから、一般の商品販売業者とほぼ同額で参詣者等に販売している場合には、たとえその物品に寺院等固有の紋章や名称がついていたり、お守りを兼ねていたりしても「物品販売業に該当する」というのが課税庁の考え方です（法人税法基本通告15-1-10）。

しかし前述したように、あくまで宗教行為かどうか公益事業かどうか、判断の基準であり、その際、宗教法人が受け取る金銭の額は、宗教行為かどうか公益事業かどうかの判断をする上での参考となるにすぎないものです。そうでないと一般の店舗と同様の価格なら収益事業となり、高額なら宗教活動となって課税されないという、常識はずれの結論になってしまいます。ただ、この点において課税庁を説得することは、まず不可能と考えて対処しなければなりません。

不動産販売業

これには以下の形態のものがあります。

- ① 山林その他の土地を宅地等に造成して譲渡する場合。
- ② 建物（借地権付、宅地付）を販売する場合。
- ③ 相当の期間に亘り、反復的に不動産の買入や売買を行っている場合。
- ④ 取引の相手方・資金繰り・広告宣伝の方法その他の状況に照らし、不動産の譲渡に関して対価を得て継続的な行為を行うものと認められる場合。

単に相当期間（10年以上）保有していた土地を譲渡したり、その土地に借地権を設定しても、ここという不動産販売業にはなりません。また土地を譲渡するために準備行為として整地や分筆をし、法令に従って私道を付設したりする行為は、上記①の「造成」に該当しません。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修